

○安中市法定外公共物の管理に関する条例

平成18年3月18日

安中市条例第177号

改正 平成24年3月22日条例第12号

平成25年3月21日条例第19号

平成30年3月19日条例第18号

令和3年3月17日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、法定外公共物の管理に関し必要な事項を定め、当該法定外公共物の使用の適正を図るとともに、公共の安全及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「法定外公共物」とは、道路法（昭和27年法律第180号）が適用されない道路及び河川法（昭和39年法律第167号）が適用又は準用されない河川、湖沼その他の水流又は水面その他一般公共の用に供されている土地をいい、これらと一体をなしている施設を含むものとする。

(禁止行為)

第3条 法定外公共物について、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 土、石、竹木、ごみその他汚物を投棄し、又は堆積すること。
- (2) 工作物を損傷すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法定外公共物の保全又は使用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(平24条例12・一部改正)

(使用等の許可)

第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

- (1) 法定外公共物の敷地又はその上下において、工作物を新築し、改築し、又は除去すること。
- (2) 法定外公共物の敷地、流水又は水面を占有すること。
- (3) 流水を使用するためにこれを停滞し、又は引用すること。
- (4) 法定外公共物の敷地内において土石、竹木、芝草その他の生産物を採取すること。
- (5) 工場又は事業場等の排水を法定外公共物に流出させること。

(国等の特例)

第5条 国、他の地方公共団体等が前条各号に規定する行為をしようとするときは、前条の許可に代えてあらかじめ市長に協議しなければならない。

(許可の期間)

第6条 第4条の許可の期間は、5年以内とし、市長が定める。ただし、長期にわたり工作物を設置することが必要と認められる場合にあつては、10年以内とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第4号の規定に係る許可の期間は、1年以内とし、市長が定める。ただし、天災その他の不可抗力により当該期間内に採取することができないときは、市長に対し期間の延長を申請することができる。

(権利義務の移転等)

第7条 第4条の許可を受けた者は、当該許可に基づく権利及び義務を他人に移転し、又は担保に供し、若しくは他人をして行使させるときは、市長の許可を受けなければならない。

2 相続による承継人、合併により設立される法人その他の第4条の許可を受けた者の一般承継人は、市長の許可を受けたときは、当該許可に基づく権利及び義務を承継する。

(平25条例19・一部改正)

(検査)

第8条 第4条第1号の規定に係る許可を受けた者は、工事が完了したときは、市長に届けて検査を受けなければならない。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は既に設置した工作物を改築させ、除去させ、若しくは原状回復を命じ、又は許可した事項によって生ずる危害を予防するために必要な措置を命ずることができる。

- (1) 許可を受けた者が、この条例又は許可条件に違反したとき。
- (2) 不正の手段により許可を受けたと認められるとき。
- (3) 工事又は工作物が法定外公共物の管理に支障を来すおそれがあるとき。
- (4) 公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(許可を受けないでした行為)

第10条 許可を受けないで第4条各号の行為をしたときは、市長は、期限を指定してその全部若しくは一部の撤去又は原状の回復を命じ、又はこれによって生ずる危害の予防その他必要な措置を命ずることができる。

(義務の履行のために要する費用)

第11条 この条例の規定に基づいて市長が命じた処分による義務を履行するために必要な費用は、当該義務者が負担しなければならない。ただし、第9条第4号の場合にあっては、この限りでない。

(許可の失効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、許可は、その効力を失う。

- (1) 許可を受けた者が死亡し、相続人がないとき、又は許可を受けた法人が解散したとき。
- (2) 許可を受けた目的を達することが事実上できなくなったとき、又は許可を受けた行為を廃止したとき。
- (3) 法定外公共物の公用を廃止したとき。

(原状回復等)

第13条 第4条の許可を受けた者は、許可の期限が満了し、又は途中でその行為を廃止し、若しくは許可の取消しの処分を受けたときは、原状に回復し、又は生産物採取の跡地を整理して市長の検査を受けなければならない。ただし、市長が原状回復の必要を認めないものについては、この限りでない。

(平25条例19・一部改正)

(許可の条件)

第14条 市長は、この条例に基づく許可には、法定外公共物の維持管理上必要な最小限度の条件を付することができる。

(使用料の額及び算定基準)

第15条 第4条の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、次に掲げる方法により算定する。

- (1) 使用する期間が1年未満のときは、月割とする。この場合において、使用する期間が1月未満のときは、1月分として計算するものとする。
- (2) 使用する面積若しくは長さ若しくは生産物採取に係る容積がそれぞれの単位の0.01未満の数値であるとき、又は当該単位の数値に0.01未満の端数があるときは、その全部又はその端数を切り捨てて計算するものとする。
- (3) 使用料の総額が100円に満たないときは100円とし、使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(平24条例12・平25条例19・平30条例18・令3条例16・一部改正)

(使用料の徴収方法)

第16条 使用料は、許可の際に徴収する。ただし、許可の期間が2会計年度以上にわたる場合で市長が特に必要と認めるときは、初年度分は許可の際に、次年度以降の分については、当該年度分を毎年度の初めに徴収することができる。

(平25条例19・全改)

(使用料の減免)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 法令で規定する国又は他の地方公共団体の行う事業
- (2) 公共の利益となる事業のため使用するとき。
- (3) 居住者が出入のために使用する場合で間口4メートル以内のもの
- (4) その他市長が特別の事由があると認めるとき。

(使用料の還付)

第18条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災その他の不可抗力によって許可を受けた目的を達することができなくなったとき。
- (2) 第9条第4号の規定により許可を取り消したとき。

(他人の土地への立入り)

第19条 市長は、法定外公共物の調査又は測量を行うためやむを得ない必要があるときは、職員を他人の占有する土地に立ち入らせることができる。

- 2 市長は、前項の規定によりその職員を他人の占有する土地に立ち入らせようとするときは、あらかじめその占有者にその旨を通知しなければならない。この場合において、通知を受けるべき者の所在が知れないときは、当該通知の内容を公告して、これに代えることができる。
- 3 第1項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、立入りの際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 市長は、第1項の規定による立入りにより損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(平24条例12・一部改正)

(境界確定)

第20条 市長は、法定外公共物の境界が明らかでないためその管理に支障がある場合には、隣接地の所有者に対し、立会場所、期日その他必要な事項を通知して、境界を確定するための協議を求めることができる。

- 2 前項の規定により協議を求められた隣接地の所有者は、やむを得ない場合を除き、同項の通知に従い、その場所に立ち会って境界の確定につき協議しなければならない。
- 3 第1項の協議が調った場合には、市長及び隣接地の所有者は、書面により、確定された境界を明らかにしなければならない。
- 4 第1項の協議が調わない場合には、境界を確定するためにいかなる行政上の処分も行われてはならない。

(平24条例12・一部改正)

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の安中市公共物使用等に関する条例（昭和44年安中市条例第20号）又は松井田町公共物使用等に関する条例（昭和49年松井田町条例第39号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年3月22日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月21日条例第19号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年3月19日条例第18号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(安中市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 前条による改正後の安中市法定外公共物の管理に関する条例別表の規定は、施行日以後における法定外公共物の使用に係る使用料について適用し、施行日前の法定外公共物の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月17日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表 (第15条関係)

(平25条例19・全改、平30条例18・令3条例16・一部改正)

法定外公共物使用料金表 (年額料金)

区分	種別	単位	使用料
土地占有	農地	1平方メートル	10円
	宅地		80円
	植林採草地		10円
	第1種電柱	1本	420円
	第2種電柱		650円
	第3種電柱		880円
	第1種電話柱		380円
	第2種電話柱		610円
	第3種電話柱		830円
	その他の柱類		38円
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	4円
	地下に設ける電線その他の線類		2円
	諸管理設 外径が0.07メートル未満のもの		16円

		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	23円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	34円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	45円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	68円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	91円
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	160円
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	230円
		外径が1メートル以上のもの	450円
	鉄道軌条	1平方メートル	100円
	材料置場		400円
	太陽光発電設備及び風力発電設備		760円
	その他工作物		150円
	原形占用（漁業を除く。）		80円
	その他	その都度市長が定める額	
生産物採取	土砂	1立方メートル	150円
	砂利		200円
	栗石		200円
	公共事業に使用する栗石		50円
	切込砂利		200円
	切石	30立方センチメートル	50円
	公共事業に使用する切石	1立方メートル	100円
	玉石	20センチメートル以上45センチメートル未満のもの	1個

	一トル未満		
	45センチメートル以上		80円
公共事業に使用する玉石		1立方メートル	150円
庭石		30立方センチメートル	200円
その他		その都度市長が定める額	

備考

- (1) 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- (2) 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- (3) 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- (4) 使用する期間が1月未満である場合の使用料の額は、この表の使用料の欄に定める金額を12で除して得た額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率との合計に1を加えた数を乗じて得た額とする。